

平成31年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例等の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要性が生じ、平成31年3月29日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る個人の町民税の寄附金税額控除の見直しに係る規定の整備（第34条の7並びに附則第9条及び附則第9条の2関係）

特例控除額の控除対象となる寄附金が特例控除対象寄附金（総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金）とされたこと等に伴う規定の整備

イ 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の拡充等（附則第7条の3の2関係）

（ア）個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について平成45年度分まで延長する。

（イ）平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に住宅を取得し、居住の用に供した場合には、控除期間を延長し13年間とする。

（ウ）個人の町民税の納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。

ウ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額に係る申告（附則第10条の3関係）

高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償を受けた者が、当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税の減額措置に係る申告の手続を定める。

エ 軽自動車のグリーン化特例に係る規定の整備

オ その他規定の整備

(2) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

軽自動車のグリーン化特例に係る規定の整備

(3) 松伏町税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第3条）

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告書等の提出を義務付けられた資本金が1億円を超える普通法人等の申告について、申告書等を電子的に提出することが困難と認められる一定の事由があるときは、町長の承認により、電子的な提出に替えて書面による提出をすることができる。

(4) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第4条）

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

区分	現行	改定後
5割軽減	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超

	額を超えない世帯に係る納税義務者	えない世帯に係る納税義務者
2割軽減	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日。ただし、2(1)アについては、平成31年6月1日

(2) 町民税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、2(1)イは、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 2(1)アは、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

ウ 2(1)アは、町民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(3) 固定資産税に関する経過措置

2(1)ウは、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(4) 軽自動車税に関する経過措置

2(1)エは、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(5) 国民健康保険税に関する経過措置

2(4)は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて(松伏町介護保険条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、緊急に松伏町介護保険条例を改正する必要性が生じ、平成31年3月29日に松伏町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 低所得者の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減強化(第4条関係)

低所得者の第1号被保険者に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率を次のとおり改定する。

区 分	改定前	改定後
第1段階	25,500円	21,300円
第2段階	39,700円	32,600円
第3段階	42,600円	41,100円

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

改正後の2(1)は、平成31年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第42号

平成31年度松伏町一般会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	8, 153, 000千円
2 補正予算額	52, 536千円
3 合計	8, 205, 536千円